

議第 26 号

下呂市手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

「住民基本台帳法」の一部改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付について明確化されたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例

下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第 1 （第 2 条関係）						別表第 1 （第 2 条関係）					
事務の 種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額 (円)	備考	事務の 種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額 (円)	備考
1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務の部～4 下呂市屋外広告物条例（平成21年下呂市条例第15号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務の部（略）						1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務の部～4 下呂市屋外広告物条例（平成21年下呂市条例第15号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務の部（略）					
5 住 民基 本台 帳法 （昭 和42 年法 律第 81 号。 以下 この 項に おい て 「法 」と い う。） の施 行に 関す る事 務	1 法第11条の 2 第 1 項の規定による住民基本台帳の一部の閲覧の請求の項～3 法第12条の 4 第 1 項の規定による住民票の写しの交付の項（略）					5 住 民基 本台 帳法 （昭 和42 年法 律第 81 号。 以下 この 項に おい て 「法 」と い う。） の施 行に 関す る事 務	1 法第11条の 2 第 1 項の規定による住民基本台帳の一部の閲覧の請求の項～3 法第12条の 4 第 1 項の規定による住民票の写しの交付の項（略）				
	4 法第20条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1 通につき	300		4 法第20条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票写し交付手数料	1 通につき	300		
	5 法第15条の 4 第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票の写し等交付手数料	1 通につき	300							
	6 法第21条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	1 通につき	300							
6 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の施行に関する事務の部～（注）の項（略）						6 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の施行に関する事務の部～（注）の項（略）					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

「住民基本台帳法」の一部改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付について明確化されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料に関する規定を追加します。

(別表第1関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

